

# 監事監査報告書

平成25年 5月 9日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

会長 齋藤十朗 殿

監事 品谷義雄 (印)

監事 辻 泉三 (印)

監事 伊豆敬治郎 (印)

私たち監事は、社会福祉法人全国社会福祉協議会の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの事業年度の理事の業務執行の状況および財産の状況について監査をいたしました。

この監査にあたって、私たち監事は、別記の関連する法令および通知等にしがたい、本会監事監査要領に定められた監査手続を実施いたしました。

監査の結果、私たち監事の意見は、次のとおりです。

- (1) 事業報告書は、関連する法令および通知等にしがたい、本会の事業の執行状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (2) 財産目録は、関連する法令および通知等にしがたい、本会の財産を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (3) 貸借対照表は、関連する法令および通知等にしがたい、本会の資産と負債の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (4) 資金収支計算書は、関連する法令および通知等にしがたい、本会の収入と支出の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (5) 事業活動収支計算書は、関連する法令および通知等にしがたい、本会の収入と支出の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。

以上

関連する法令および通知

1. 社会福祉法
2. 社会福祉法人定款準則：(障890号、社援2618号、老発794号、児発908号通知、別紙2、最終改正平成19年3月30日)
3. 社会福祉法人審査基準：(障890号、社援2618号、老発794号、児発908号通知、別紙1、最終改正平成19年3月30日)
4. 社会福祉法人審査要領：(障企59号、社援企35号、老計52号、児企33号通知、別紙、最終改正平成19年3月30日)
5. 社会福祉法人会計基準等：(社援310号通知・社援6号通知・社援7号通知・社援731001号通知)
6. 社会福祉法人指導監査要綱：(雇児発第487号、社援発第1274号、老発第273号通知、平成13年7月23日全面改正通知、最終改正平成19年3月30日)